

平成20年度

国民健康保険税が変わります

問合せ 税務課 ☎557-7519

国民健康保険税は、世帯ごとに計算して毎年7月に世帯主あてに通知をしますが、医療制度改正により次のように改正となりました。

① 後期高齢者支援分等が創設されました

平成20年4月から75歳以上の方全員が加入する「長寿（後期高齢者）医療制度」が開始され、医療保険に加入する74歳以下の方から長寿（後期高齢者）医療制度の医療費の一部を支援していただくこととなりました。

これに伴い、医療保険に加入する74歳以下の方は、従来の医療保険分、介護保険分に加え後期高齢者支援分を合算した金額をお支払いいただくこととなります。

② 限度額および税率が改正されました

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気になったり、けがをしたときでも安心して医療にかかれるよう、皆様からの保険税と国からの補助金等を財源に運営している制度です。

税率等	平成19年度	平成20年度	
医療分	所得割	4.7%	4.0%
	資産割	20.0%	15.0%
	均等割	17,000円	13,000円
	平等割	10,000円	10,000円
	賦課限度額	530,000円	470,000円
後期高齢者支援分等	所得割	—	1.0%
	資産割	—	—
	均等割	—	4,000円
	平等割	—	—
	賦課限度額	—	120,000円
介護分	所得割	0.8%	0.8%
	資産割	2.0%	2.0%
	均等割	8,000円	8,000円
	平等割	2,700円	2,700円
	賦課限度額	80,000円	90,000円

近年、医療費は少子高齢化、医療技術の高度化などで年々増え続けています。それに伴い国民健康保険の給付額も増加し、国民健康保険事業会計は大変厳しい状況に置かれています。

このようなことから事業の健全な運営と負担の公平化のため、平成20年度から国民健康保険税の税率を上の方のように改正します。

③ 年金からの特別徴収（天引き）が始まります

国民健康保険に加入している65歳から74歳までの世帯主で、次の条件すべてに該当する方の保険税は年金から特別徴収されます。

特別徴収の対象となる方の平成20年度の保険税は、7、8、9月分は納税通知書で納めていただき、10月分からは年金から天引きされます。

● 特別徴収の対象になる方

- ・世帯主の年金が年額18万円以上の方
- ・世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計が年金支給額の2分の1を超えていない方
- ・世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳から74歳である方

④ 長寿（後期高齢者）医療制度が創設されたことにより国民健康保険税が軽減になります

○ 低所得者の保険税の軽減が引き続き受けられます

国民健康保険税の軽減の判定をするときに、75歳以上の方が長寿（後期高齢者）医療制度に移行したことにより、国民健康保険被保険者が減少しても75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合には、軽減を受けている世帯は、5年間は今までと同じ軽減を受けることができます（ただし所得割についてはできないことがあります）。

○ 国保から長寿（後期高齢者）医療制度に移行することにより、国保の被保険者が1人の世帯になる場合には、5年間、世帯ごとに負担する平等割が半額になります。

※継続して同一世帯の場合に限ります。



○ 社会保険等で扶養されていた方の国民健康保険税の減免

75歳以上の方が会社の健康保険等から長寿（後期高齢者）医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方（65〜74歳）が新たに国民健康保険に加入する場合には、申請により2年間、保険税が軽減されます。

○ 減免の内容

- ・医療分の所得割、資産割を全額免除、支援分の所得割を全額免除
- ・医療分、支援分の均等割を半額免除
- ・医療分の平等割を半額免除（単身の場合）

※減額はすべて2年間です。対象となる方は税務課住民税係に申請してください。

「本人確認」をお願いしています

戸籍や住民登録等の届出、戸籍謄本や住民票の写し等の交付を請求するときには、運転免許証、パスポート等をお持ちください。

対象となる届出

転入届、転出届、転居届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、不受理申出など

対象となる証明書

戸籍に関する証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し など

窓口にて本人であることを確認できる書類	
① 1点の書類提示で確認できる書類	○官公署が発行した本人の顔写真が付いた書類（例） 運転免許証、パスポート（旅券）、住民基本台帳カード（顔写真付）、外国人登録証明書、身体障害者手帳など
② 2点以上の書類提示で確認できる書類	○法令の規定により交付された書類 ○法令の規定により交付された顔写真が付いた書類（例） 国民健康保険証、健康保険証、共済組合証、介護保険証、年金手帳、国民年金証書、住民基本台帳カード（顔写真無し）、後期高齢者医療被保険者証、生活保護受給者証、学生証（顔写真付）、法人の身分証明証（顔写真付）
③ ②との組み合わせで確認できる書類	納税通知書、社員証（顔写真無し）、貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、消印のある本人宛郵便物

※書類をお持ちでない方は、住民課へご相談ください。

戸籍の謄抄本・住民票の写しの請求は、次の方が請求できます。請求できる方以外の方が請求する際は、委任状が必要となります。

請求の種類	請求できる方
戸籍の謄抄本 戸籍の附票の写し	本籍が瑞穂町にある方で、戸籍に記載されている本人およびその配偶者・子・父母・祖父母
住民票の写し 住民票の記載事項証明書	瑞穂町の住民基本台帳に記載されている方で、本人および本人と同じ世帯に属する方

問合せ 住民課 ☎557-7548

— 町民参加による瑞穂の国際化 — **国際化推進委員を募集します**

町では国際化推進計画の理念「世界に開かれたまち みずほ」の実現に向け、公共施設への外国語標記や、瑞穂町ガイドマップの英語版作成等を行ってきました。
平成18年度に設置された瑞穂町国際化推進委員会では、計画の進捗よく状況のチェックや、施策に対する提言、姉妹都市モーガンヒル市との国際交流事業等の町の国際化について話し合ってきました。
今回、現委員の任期満了に伴い、新たな委員を募集します。これからの町の国際化に関心のある方、ぜひ、ご応募ください。

- 募集人数 2名以内
- 応募資格 町内在住の20歳以上の方
- 応募方法 レポートを400字以内にまとめ、住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、企画財政課へ提出してください。なお、様式は問いません。

●レポートのテーマ●「あなたの身近にある国際化について思うこと」

- 募集期間 7月1日(火)～31日(木)
- 会議等 年間4～5回程度(原則として平日の日中に開催します。なお、報酬はありません。)
- 任期 10月1日～平成22年9月30日(2年間)
- 提出先 企画財政課国際化・協働推進係
(直接持参するか、郵送またはメールでお願いします。提出された原稿はお返しできません。)

住 所 〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
メールアドレス kikaku-zaisei@town.mizuho.tokyo.jp

問合せ 企画財政課
☎ 557-7469

オール東京62市区町村共同事業 **「みどり体験交流事業」参加児童募集**

都内の森や海などで自然を体感したり、親子で地球温暖化防止について学んだりする小学生を対象とした宿泊・日帰りの事業です。(参加費についてはお問い合わせください。応募者多数の場合は抽選となります。)

体験事業名・実施日・応募期限

体験事業名・実施場所	実施日	応募期限(消印有効)
山の体験 奥多摩町	7月25日(金)～27日(日) (2泊3日)	7月11日(金)
里の体験 八王子市	7月28日(月)～30日(水) (2泊3日)	
海の体験 新島村	8月3日(日)～6日(水) (3泊4日)	7月18日(金)
都市の体験 板橋区	8月9日(土) (1日)	
山の体験 檜原村	8月11日(月)～13日(水) (2泊3日)	7月25日(金)
海の体験 三宅村	8月18日(月)～21日(木) (3泊4日)	8月1日(金)
都市の体験 江戸川区	8月23日(土) (1日)	8月8日(金)
海の体験 神津島村	8月24日(日)～27日(水) (1日)	

応募方法
往復はがきの往信欄に、次の事項をご記入の上、ご応募ください。
郵便番号、住所、電話番号、参加を希望する体験事業名、参加希望者名(学年・性別)、保護者名、代表者の名前(グループで参加の場合)

【あて先】
〒170-8691 豊島郵便局 私書箱57号
「みどり体験交流事業 ○の体験(○○○)」係

問合せ
みどり体験交流事業事務局 ☎03(5949)1343
(平日午前9時30分～午後5時30分)

ホームページ
みどり東京・温暖化防止プロジェクトのホームページで内容を順次掲載予定です。

ホームページ <http://all62.jp/>

平成20年度国際化推進派遣事業

タイへ行って異文化に触れてみませんか

今年も国際化推進派遣事業を実施します。今年の派遣先はタイ王国です。
誰もが耳にしたことがあり、とても親しみのある国、タイ。
私たちの日本と同じアジアの都市で異文化体験をし、瑞穂町の新たな交流都市となる可能性を探ってみませんか。
皆様のご応募をお待ちしています。

- 派遣先 タイ王国
- 派遣時期 11月(6日間程度)
- 主な活動(予定) 次のテーマに沿った調査・研究
 - ・異文化の研究
 - ・日本企業との連携
 - ・中小企業間における交流
 - ・環境問題に対する取り組み
 - ・タイの人々との触れ合い
 - ・派遣事業報告書の作成(帰国後)
- ※派遣期間の前後に研修会を数回実施します(平日の日中各3時間程度)
- 募集人数 3名
- 応募資格
 - ①本年4月1日現在、瑞穂町に1年以上住所を有する20歳以上の健康な方
 - ②事前・事後の研修を含め、全日程出席できる方
 - ③今後の国際化施策に意欲的に参加・協力のできる方
 - ④本事業により海外への派遣に参加したことのない方
- 応募方法 参加申込書とレポート(400字詰原稿用紙1～2枚)を企画財政課へ提出してください。

レポートのテーマ
「友好・姉妹都市との交流に協力できること」

※募集要領と参加申込書は、7月1日(火)から次の場所で配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。
企画財政課…午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日は除きます)
武蔵野・元狭山コミュニティセンター…午前9時～午後9時(9日(水)、21日(月)は除きます)

- 応募期限 7月25日(金)必着
- 提出先 企画財政課国際化・協働推進係
- 参加費用 5万円程度(個人旅費総額の25%)
(パスポート取得費用、保険料、自宅から成田空港までの往復運賃、その他個人経費などは参加費用に含まれません。)
- 選考結果 8月中旬に通知します。

詳しくは募集要領をご覧ください。

問合せ 企画財政課 ☎ 557-7469



▲平成18年度の海外派遣事業より



▲平成19年4月タイの児童来町